



平成20年度から 新しい健診はどこが変わる?



私たちの受けている健診の制度が新しくなることをご存じですか? 新しい制度では、被保険者だけでなく、そのご家族(被扶養者)も共済組合で健診を受けることとなります。自分の健康は自分で守る意識をもって、生活習慣病予防に役立つ新しい健診を上手に利用してください。

共済組合が家族ぐるみで健診を請け負う

これまでの健康診断は、例えばサラリーマンなら労働安全衛生法にもとづいて行う事業主健診を受け、配偶者は市区町村が老人保健法にもとづいて

行う健康診査を自主的に受けるケースが代表的でした(図1)。しかし、自主性にまかせた結果、何年も受けないまま放置している人も少なくありませんでした。

平成20年度からは、共済組合などの被保険者が、40歳以上74歳までの全被保険者と被扶養者に対して「特定健康診査」(以下、特定健診)という新しい健診を行うことが義務づけられます。家族ぐるみで健診をきちんと受けるシステムにしようというのは大きな変更点といえます。

特定健診の実施にあたっては、実施状況や予防効果などが評価され、成

果次第で「後期高齢者医療制度」(23頁コラム参照)への支援金が±10%の範囲内で増額・減額されます。これは共済組合の財政に影響をおよぼし、私たちの支払う保険料にも反映されることとなります。共済組合にとって、これまでの業務に加えて健診と保健指導を行うことも法で定められた重要な事業となったのです。今から準備のためにアンケート調査などがありますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。また、新しい健診を必ず受診するようにしましょう。

「病気を見つける健診」から「健康を増進する健診」へ

特定健診の特徴は「生活習慣病の予防健診」という点にあります。これまでは病気の早期発見・治療のための健診でしたが、特定健診ではメタボリックシンドロームに着目し、その要因を改善することを支援する「特定保健指導」が重要な役割をはたします。

具体的には図2のように「対象者全員が受ける基本的な健診」と「医師が必要と判断した場合に受ける詳細な健診」に分け、健診項目が定められました。この結果を、生活習慣病のリスクに応じて「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の3段階にレベル分

図1：従来の健診と新しい健診制度

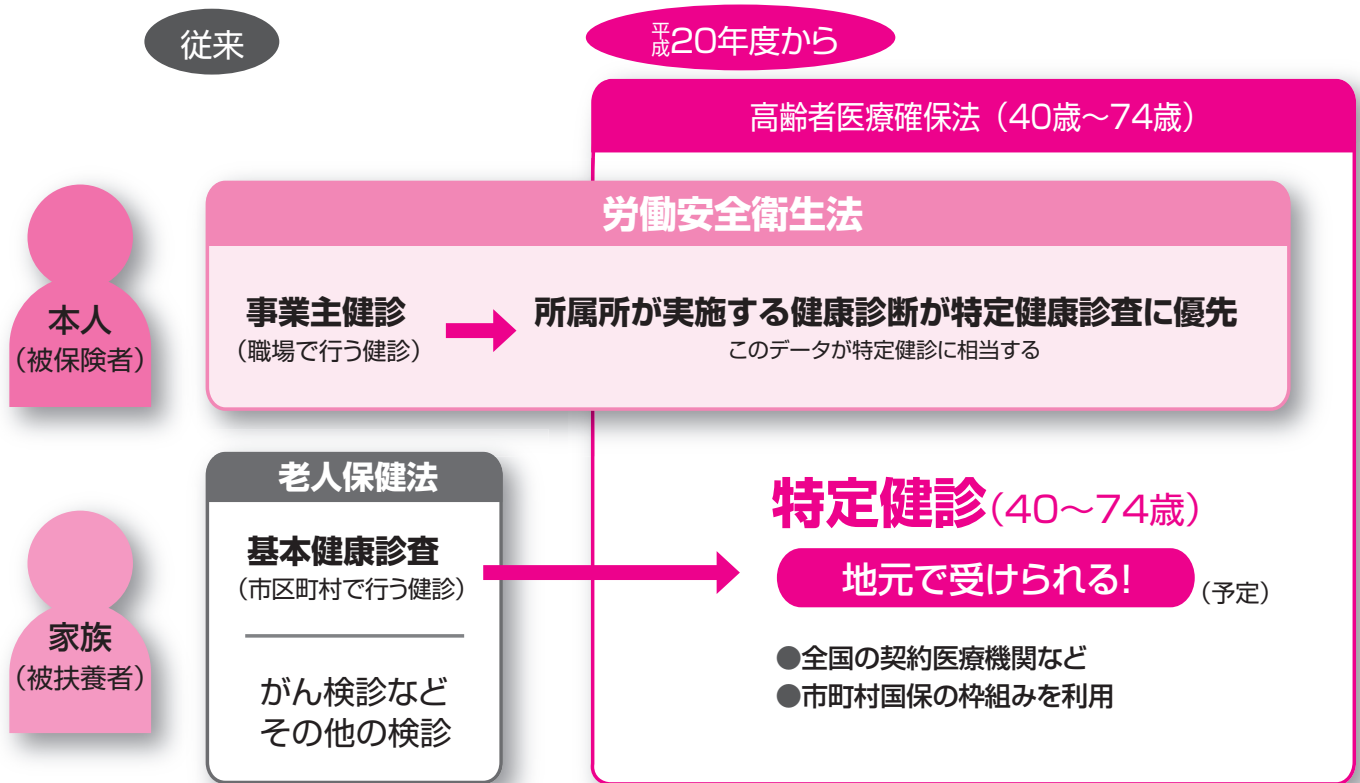


図2：特定健診の項目

- 基本的な健診項目**
- ① **質問票**
服薬歴、喫煙歴など
 - ② **身体測定** NEW
身長、体重、BMI、腹囲
 - ③ **理学的検査**
身体診察
 - ④ **血圧測定**
 - ⑤ **血液検査**
 - <脂質>
中性脂肪
HDLコレステロール
LDLコレステロール NEW
※総コレステロールは廃止
 - <血糖>
空腹時血糖またはHbA1c
(選択または両方)
 - <肝機能>
GOT、GPT、γ-GTP
 - ⑥ **尿検査**
 - <尿糖、尿たんぱく>
 - ※尿潜血は廃止
 - ※血清尿酸、血清クレアチニンは必要に応じて



- 詳細な健診項目**
- 一定の基準のもとで医師が必要と判断したものを行う
- ① **心電図検査**
 - ② **眼圧検査**
 - ③ **貧血検査**



おわかりでしょう。

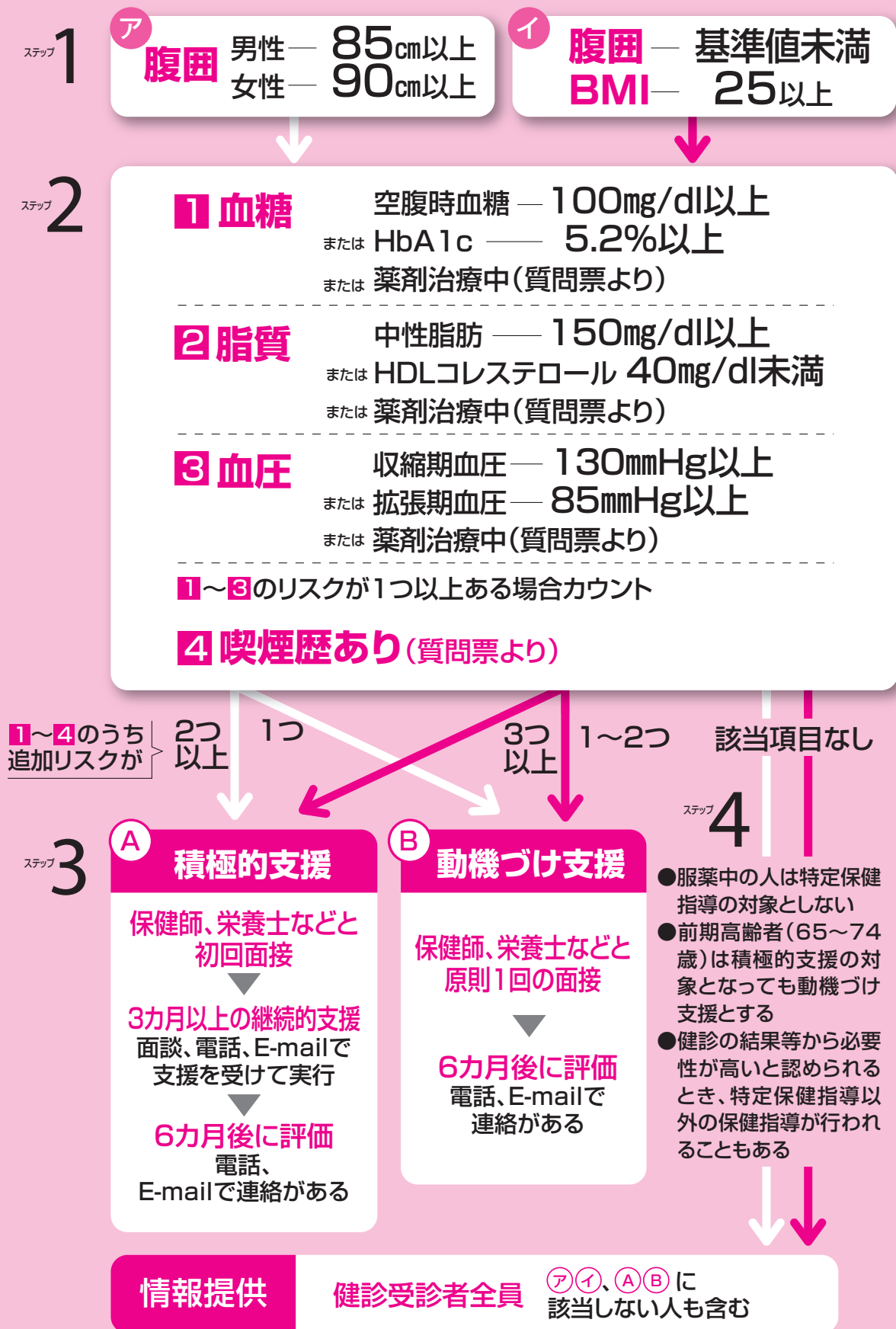
受診者自身が生活習慣のどこが悪いか気づき、行動を変え、継続していくことに主眼がおかれています。

例えば「積極的支援」に判定されると、初回の面接で行動目標・行動計画を立てて、継続していくこととなります。その間、面談や電話、メールなどでの支援が3カ月以上得られます(22頁図3)。

今まで「病気が見つかるのが怖いから健診は受けない」と言っていませんか？ これからの健診は「病気を見つけるもの」ではなく、健康なうちに悪い習慣を改善して病気にならないようにする、つまり「健康を増進するもの」になるのです。積極的に受診して、健康人生へのヒントをもらったほうが得だと思いませんか？



図3：特定健診の結果判定と特定保健指導

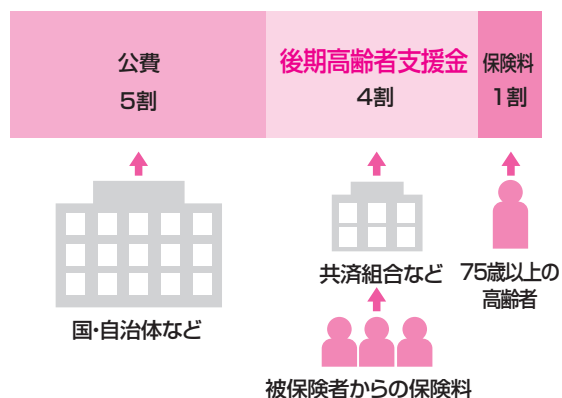


医療TOPIC

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の高齢者を対象として、平成20年度から創設される新たな医療制度。後期高齢者医療制度の財源は、75歳以上の人々が納める保険料(1割)、国などの公費(5割)、共済組合などの後期高齢者支援金(4割)でまかなわれます。平成25年度からはこの支援金に特定健診・特定保健指導の成果が反映されることになります。

後期高齢者医療制度支援金



健康増進、疾病予防だけでなく、スタイルがよくなる、生活の質が向上する、家族が気持ちよく過ごせる、家計にもお得……。健診・保健指導を受けるメリットはたくさんあります。

共済組合によって異なるさまざまな保健事業も、皆さまが健診を受けるか受けないかで充実度が違ってきます。

逆に「今は必要ないから」などという健診を受けない人が多いと、共済組合は目標が達成できず、ペナルティが

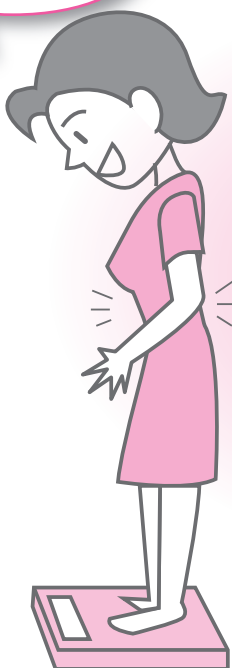
生活の質がよくなる、
家計にもお得な健診・保健指導

課せられることによって財政が圧迫され、保険料が上がったり、受けられる保健事業が少なくなったりします。健康が長期間かけて損なわれるとすれば、こうした成果の評価と財政面の影響は早急に、また確実に訪れます。決して人ごとではありません。

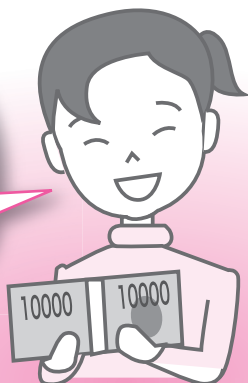
医療保険者は、未受診の人を確実に把握し、より効果的に健診・保健指導を実施するように努めます。病気の予防も積極的にはたらきかけていきますので、健康意識を持って、必ず健診を受け、しっかりと健康管理を行っていきましょう。

健診・保健指導を受けるメリット

やせて体調もよくなった!



負担が少ない!



気持ちが軽くなった!



病気が早く見つかって手遅れにならずにすんだ!

